

# 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 平成27年度第2回 会議録（要点筆記）

（日 時） 平成27年7月8日（水）午後2時～午後3時45分

（場 所） オフィスワン四条烏丸 2階 会議室3

（出席者）○ 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員  
（50音順）

秋月委員、板垣委員、大西委員、吉田委員、黒田委員

○ 京都府後期高齢者医療広域連合事務局  
藤田事務局次長、前田業務課長、四方業務課担当課長  
塩野総務課課長補佐、ほか事務局員

（議事の要旨）

## 1 特定個人情報保護評価書（PIA）について（審議）

前回の審議において、さらに詳細な説明を求められた事項を事務局から報告するとともに、引き続き審議が行われた。

### 【委 員】

費用対効果を考慮し、監査体制については内部監査に留めるということですが、全国的にはどうですか。

### 【事務局】

現時点では千葉県や石川県が外部監査を行うということについて把握しております。

### 【委 員】

するとこの内部監査が非常に重要になってくると考えますが、定期的な実施というのはどの程度の頻度を予定しているんですか。

またそれはどのような体制ですか。

### 【事務局】

定期的ということで、年1回は実施します。

体制については、業務課長が情報管理責任者として中心になって行います。

**【委員】**

セキュリティ委員会の具体的な構成はどのようなものですか。監査する側と監査される側が重複しているなどはないですか。

**【事務局】**

そもそも職員自体が20名程度なので難しいですが、電算を担当する業務課と、直接関わっていない総務課が一体となった委員会ですので、完全に重複しているわけではありません。

**【委員】**

一般的には分けますが、人数が少ないところでは仕方がないので、兼務の場合もあります。

評価書自体は文書としてこういうものかなという印象です。最終的にはリスクコントロールで一番大事なところは、定めていることが実行されているかどうかであり、そこを内部監査でしっかりやらなければなりません。

内部監査において最低限やるべきことは2点あり、「ルール通り行われているか」と「ルールの見直しは行われているか」とされています。また、それに関わる人も多いので、どこまで徹底できているかも重要になってきます。

セキュリティ委員会の構成など、根本的な事務局の体制もあり、年1回ということでそれほど負担になるわけではないと考えますから、当審査会への報告事項に加えてもらってはどうか。

**【事務局】**

よろしく申し上げます。

**【審査会まとめ】**

特定個人情報保護委員会に評価書を提出するにあたっては、当審査会の審議結果を的確に反映させた上で提出すること。

内部監査はしっかり行うとともに、その結果は当審査会への報告事項に加えること。

## 2 個人情報保護制度の見直しについて（審議）

前回の審議における要点を再度確認した上で、引き続き審議が行われた。

**【委員】**

是正の申出制度の廃止のタイミングについては、番号法関連の改正を行う今がいいのか、また変更の機会があるならその時でもいいのではないかというあたりが悩ましいなと思います。別に府の動向に合わせても差し支えないと考えます。

**【事務局】**

仰るように、絶対にこのタイミングでないといけないというものでもありません。

**【委員】**

特定個人情報に関しては、番号法により任意代理による請求等が認められるということで条例も改正されるようですが、こうした流れからも通常の個人情報についても、これらの取り扱いに準じたほうが分かりやすいのではないですか。

**【事務局】**

私どもの条例は京都市を参考にしており、そちらも今のところ変更は予定されておられません。

しかしながら、全国的にはそうした取り組みについても確認しており、今後の検討課題ではあると認識しています。

**【審査会まとめ】**

当審査会としては、是正の申出制度について、今回の条例改正において特段廃止を急ぐ必要はないと考える。

一連の審議を経て、考え方に若干の不整合が疑われる箇所があるので、再度確認されたい。

### **3 個人情報取扱開始の変更届について（報告）**

前回の報告に補足して、事務局から変更届を提出する場合の見本を、審査会に提示した。

**【委員】**

やはりマイナンバーについては、従前の識別番号と分けたほうがいいのではないですか。

**【事務局】**

そのように事務を進めます。

**4 個人情報保護法及び番号法の一部改正について（報告）**

番号法の一部を改正する法律案資料について、事務局から審査会に報告した。主な内容としては次のとおり。

- ・ 預貯金口座へのマイナンバーの付番
- ・ 医療等分野における利用範囲の拡充等
- ・ 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

**5 行政不服審査法（整備法含む）の改正について（報告）**

50年ぶりに改正された行政不服審査法の改正資料について、事務局から審査会に報告した。

情報公開条例や個人情報保護条例等において「不服申し立て」の用語を「審査請求」に統一することが必要となる。

**【委員】**

今後の対応については流動的とのことですので、必要があれば審査会を開催してください。

— 閉会 —